

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項)

2022 年 10 月 3 日

INEST 株式会社

INT 株式会社

2022 年 10 月 3 日

株式移転に係る事後開示書面

東京都豊島区東池袋一丁目 25 番 9 号

INEST 株式会社

代表取締役社長 執行 健太郎

東京都豊島区東池袋一丁目 25 番 8 号

INT 株式会社

代表取締役社長 執行 健太郎

INT 株式会社（2022 年 10 月 3 日付で「INEST 株式会社」より商号変更。以下「INT」といいます。）は、2022 年 6 月 29 日開催の INT の第 26 回定時株主総会並びに同日開催の普通株主による種類株主総会及び同日付の A 種優先株主による種類株主総会において承認された株式移転計画（2022 年 6 月 13 日付作成の株式移転計画変更書に基づく変更を含みます。）に基づき、2022 年 10 月 3 日をもって、株式移転設立完全親会社である INEST 株式会社（以下「INEST」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項は下記のとおりです。

1. 株式移転が効力を生じた日

2022 年 10 月 3 日

2. 株式移転完全子会社における会社法第 805 条の 2 の規定による手続の経過

会社法第 805 条の 2 の規定により、本株式移転の差止めを請求した株主はおりませんでした。

3. 株式移転完全子会社における会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続の経過

INT は、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 6 月 30 日付で、INT の株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社である INEST の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 806 条第 1 項の規定により株式買取請求をした株主はおりませんでした。

また、INT は、会社法第 808 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2022 年 6 月 30 日付で、INT の

新株予約権者に対し、株式移転をする旨並びに株式移転設立完全親会社である INEST の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。同条第 1 項の規定により新株予約権買取請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の種類及び種ごとの数

普通株式 68,217,085 株

A 種優先株式 22,710,000 株

5. その他株式移転に関する重要な事項

(1) INEST は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における INT の株主に対し、その保有する INT の普通株式 1 株につき INEST の普通株式 1 株を、その保有する INT の A 種優先株式 1 株につき INEST の A 種優先株式 1 株を、それぞれ割当交付いたしました。

(2) INT は、2022 年 9 月 30 日付で INT が保有する自己株式（普通株式）240 株を消却しております。

(3) INEST 設立時の資本金及び準備金に関する事項は以下のとおりです。

①資本金の額 : 100 百万円

②資本準備金の額 : 0 円

③利益準備金の額 : 0 円

(4) INEST の普通株式は、2022 年 10 月 3 日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

なお、INT の普通株式は、2022 年 9 月 29 日をもって、東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。

以 上